

「三重県子ども・少子化対策計画（仮称）」の策定について

1 新たな計画策定の必要性

（1）三重県地域少子化対策強化計画（平成 26 年 2 月策定）

「三重県地域少子化対策強化計画」は、平成 26 年度単年度の計画となっており、国においても、「少子化社会対策基本法」に基づき、新たな少子化対策の「大綱」の策定に向けた検討が行われていることから、少子化対策全般に関する県の中期的な計画の策定が必要です。

（2）第二期三重県次世代育成支援行動計画（平成 22 年度～26 年度）

平成 26 年 4 月に改正された「次世代育成支援対策推進法」をふまえ、子どもや子育て家庭をささえあう地域社会づくりについて定めた「第二期三重県次世代育成支援行動計画」の改定が必要となっています。

あわせて、「母子及び寡婦福祉法」が改正され、平成 26 年 10 月から父子家庭に対する支援の拡充が図られることなどもふまえて、「第二期三重県ひとり親家庭等自立支援促進計画」を改定する必要があります。

（3）三重県子ども・子育て支援事業支援計画（仮称）（新規）

「子ども・子育て支援法」が平成 27 年度から本格施行されるのに向けて、幼児期の学校教育・保育、子育て支援サービスの需要およびそれらの確保策について定める「子ども・子育て支援事業支援計画」の策定が必要です。

これらの計画は、取組項目の一部が重複するとともに相互に関連するため、本県では、これらの計画を一体化した計画として「三重県子ども・少子化対策計画（仮称）」を策定することとします。

2 計画策定の方向性

「結婚したい人が結婚でき」、「子どもを産みたい人が安心して産み育てられる」という三重県の少子化対策のめざすべき姿や、「子どもが豊かに育つことのできる地域社会づくり」をめざす「三重県子ども条例」の趣旨をふまえて、計画策定を進めていきます。

子どもや若者、少子化対策に係る現状と課題、施策の展開方向と具体的な取組案について、ライフステージごとに検討し、切れ目のない支援が可能となる計画とします。 【別紙 1 計画策定・評価にあたって検討すべき項目（案）参照】

3 計画の期間

平成 27 年度から 31 年度までの 5 か年の計画とします。

4 今後の予定

学識経験者や市町、学校等の関係機関に加え、妊娠・出産や子育て、ワーク・ライフ・バランス等に関わる団体の代表等で構成される「三重県少子化対策推進県民会議」を設置し、ご意見をいただくとともに、計画について専門的に検討する「計画策定部会」を設置して、策定作業を進めます。

なお、「子ども・子育て支援事業支援計画」に関する検討は、「子ども・子育て支援法」に定める、「子ども・子育て会議」において進めます。

		子ども・少子化対策計画（仮称）	
			子ども・子育て支援事業支援計画
平成 26 年 7 月	第 1 回少子化対策推進県民会議		第 3 回子ども・子育て会議
8 月	計画策定部会		
9 月			第 4 回子ども・子育て会議
10 月	素案を健康福祉病院常任委員会で説明 計画策定部会		
11 月	第 2 回少子化対策推進県民会議		第 5 回子ども・子育て会議
12 月	中間案を健康福祉病院常任委員会で説明		
平成 27 年 1 月	パブリックコメントの実施 計画策定部会		
2 月	第 3 回少子化対策推進県民会議		第 6 回子ども・子育て会議
3 月	最終案を健康福祉病院常任委員会で説明		